



安中市5月定例記者発表資料

子育て世帯への臨時特別給付金及び 子育て世帯給付金について

国の新型コロナウイルス感染症緊急対策において、子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その児童1人あたり1万円の臨時特別給付金を支給します。

また、安中市からも支給対象者に子育て世帯給付金として、1万円を上積みして支給します。

○対象者 児童手当（本則給付）受給者で令和2年4月分（3月分を含む）を受給する方

○児童対象年齢 0歳から高校一年生

○対象者数（予算措置数） 6,393人

○対象者世帯には、5月15日に案内通知を送付。公務員以外の一般分は、6月中に児童手当を受給している口座に振込む予定。公務員分は7月から随時振込予定。

○予算措置 事業費として国分6,393万円と市単独分6,393万円

問い合わせ先

- ・保健福祉部子ども課
- ・担 当：綿貫
- ・電 話：027-382-1111
- ・内 線：1161